

保存文書の誤廃棄について

稲毛区役所市民総合窓口課において、保存期間を満了していない申請書を誤って廃棄していたことが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

稲毛区役所で令和元年9月18日に行った保存文書の廃棄処理において、保存期間を満了していない申請書を誤って廃棄していたことが、同年10月9日に判明した。

なお、これらの誤廃棄文書は、全て溶解処理済みのため、個人情報等の流出はなし。

2 誤廃棄文書（計91,841件）

文書名	件数	申請時期	保存年数	保存満了日
①住民票の写し・印鑑登録証明・所得証明交付申請書	73,654	H29.4.1～H30.3.31	2	R2.3.31
②戸籍証明等交付申請書	14,599	H29.4.1～H29.12.28	3(暦年)	R2.12.31
③印鑑登録申請書及び印鑑登録証引替交付申請書	2,983	H29.10.1～H30.3.31	2	R2.3.31
④電子証明書新規発行/更新申請書(住民基本台帳カード用)	605	H20.4.1～H21.3.31	13	R4.3.31
計	91,841			

保存年数は、①千葉市公文書管理規則 ②戸籍事務取扱準則制定標準 ③千葉市印鑑条例施行規則 ④電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令による。

3 判明の経緯

令和元年5月中旬頃、課内書庫(鍵付)で保存箱に入れ1年間保管した各申請書を、年度替わりに伴い文書主管課である地域振興課の地下書庫(鍵付)に置き換えるため、一時的に課内物品庫(鍵付)に仮置きしたがそのまま失念してしまった。

8月末に、保存期間が満了した文書を廃棄するため、地下書庫から廃棄文書を課内物品庫へ搬出したが、その際に仮置きした文書と廃棄文書が混在してしまった。

9月10日、課内物品庫にあった保存文書について禁忌品が混入していないか確認作業を行ったが、その際、仮置きした文書と廃棄文書が混在していることに気づかずに、保存箱に「所属名」「廃棄」と記載して梱包してしまい、9月18日に職員立会いのもと溶解処理業者に引き渡した。

10月9日、文書主管課に「引継依頼書」「引継文書廃棄承認書」「文書廃棄報告書」を提出するため、保存文書を確認したところ、誤って廃棄したことが判明した。

4 原因

地下書庫への置き換えが適正に行われなかったため、保存期間満了前の文書と地下書庫から搬出した保存期間満了文書が混在してしまったうえ、課内物品庫内の文書は全て廃棄対象であるとの思い込みによる保存期間の確認漏れやチェック不足によるもの。

5 再発防止の取り組み

このような事態が再び発生することのないよう、所属職員が公文書及び個人情報の取り扱いについて細心の注意を払うとともに、廃棄文書を他と明確に区別できるように保管することや搬出作業時に複数の職員による確認を徹底し、公文書及び個人情報保護の適正な管理に努める。